第七十七条第五号中「（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　農地利用集積円滑化団体（市町村又は農業協同組合たる農地利用集積円滑化団体を除く。）

第七十八条第二項第十一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第八十条中「第五十一条の三、第五十一条の五」を「第五十一条の二」に改める。

附則第七項中「第二条第七項」を「（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に改める。

別表第一の三の項の㈢及び別表第二の二の項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

別表第三中「第八十七条の二第一項第三号イ」を「第八十七条の二第一項第二号イ」に改める。

別表第十五の五の項の㈢中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第十三条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令（昭和二十五年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

（地方税法施行令の一部改正）

第十四条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同条第二号中「行なう同項第二号」を「行う同項第一号」に改める。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の表一の項の㈡中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「次に掲げる土地以外の」を「面積が十アール以上にわたる」に改め、「で面積が十アール以上にわたるもの」を削り、イ及びロを削る。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　開墾して農地とする目的で旧農地法第六十一条の規定により売り渡した土地についての酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定の適用については、前条の規定による改正後の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十八条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項第一号中「農業生産法人となることに関する」を削る。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第十九条　特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の前の見出し及び同条を削り、第十四条に見出しとして「（法第十条第一項の負担金の徴収）」を付し、同条を第十三条とし、第十四条の二を第十四条とする。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二十条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第十五号中「、第五条第一項及び第七十三条第一項」を「及び第五条第一項」に改める。

第三条第一項第十六号中「、第五条第一項、第四十九条及び第七十三条第一項」を「及び第五条第一項」に改め、同条第三項中「第五十一条第一項、」を「第五十一条第一項及び」に改め、「及び農地法第七十三条第一項」を削る。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　改正法附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧農地法第七十三条第一項の規定に基づく土地等の処分の制限については、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行令第二条の五及び第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十二条　沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条から第四十条までを次のように改める。

（農地法関係）

第三十八条　沖縄県の区域内にある土地に係る農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二十三条第一号の規定の適用については、同号中「農地法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百二十六号）」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）」とする。

第三十九条及び第四十条　削除

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第二十三条　国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「又は同法第八十条第二項の規定により土地に関する権利を売り払う場合」を削る。

（国土利用計画法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　改正法附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農地法第八十条第二項の規定による売払いについては、前条の規定による改正後の国土利用計画法施行令第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（司法書士法施行令の一部改正）

第二十五条　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、」を「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。第七号において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。第八号において同じ。）であつて」に改め、同条第七号中「であつて、一般社団法人又は一般財団法人であるもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）」を削り、同条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業　農地利用集積円滑化団体（市町村であるものを除く。）

附則第二項中「第四条第十二号」を「第四条第十三号」に改める。

附則第三項中「第四条第十三号」を「第四条第十四号」に改める。